協 議 項 目	一般職の職員の身分の取り扱い	協議細目	

参 考 資 料

先　　進　　事　　例

市町村名	合併期日	調　　整　　方　　針
篠 山 市	H11.4.1	1．篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の　職員として引き継ぐものとする。 2．職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3．職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。 4．給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。
さ ぬ き 市	H14.4.1	1．津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2．職員の定数の合計については、現行定数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3．職員の職名については、合併時に調整する。 4．現職員については、現給を保障する。
南アルプス市	H15.4.1	6町村の一般職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
東かがわ市	H15.4.1	引田町、白鳥町及び大内町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 (1)　職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 (2)　職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一する。 (3)　職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し、統一する。 (4)　職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。